

一関市立花泉中学校いじめ防止基本方針

H26.6.24 策定

R5.4.16 改訂

1 いじめ防止についての基本的な考え方

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条 第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校は、すべての生徒が安心感を持って、安全に生活、学習、活動することのできる空間でなければならない。したがって、「いじめ」は人として絶対に許されない行為であり学校のみならず家庭、地域をあげてその撲滅に取り組む必要がある。しかも、私たちは現代のネット社会に代表されるように、複雑にからみあった人間関係の中で生活しているため、「いじめ」はいつでもどこでも起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなりうる可能性があるのだということを認識しておかなくてはいけない。つまり、私たち大人は日頃から些細な兆候を見逃さないようにしっかりと子供達を見守らなくてはならない。

もし不幸にも「いじめ」が認知された場合には、それを子供達を成長させるチャンスととらえ、間髪入れずに指導を入れ、一人一人の生徒が大切にされているのだという実感を持たせることが大切である。そうすることで思いやりに満ちた温かな人間関係が形成され仲間と共に人間的に成長できる、本当の意味での魅力ある学校づくりが行えるものと信じる。

2 いじめ防止対策組織

もともと本校に設置されている「生徒指導委員会」がいじめ防止対策の組織として役割を果たす。

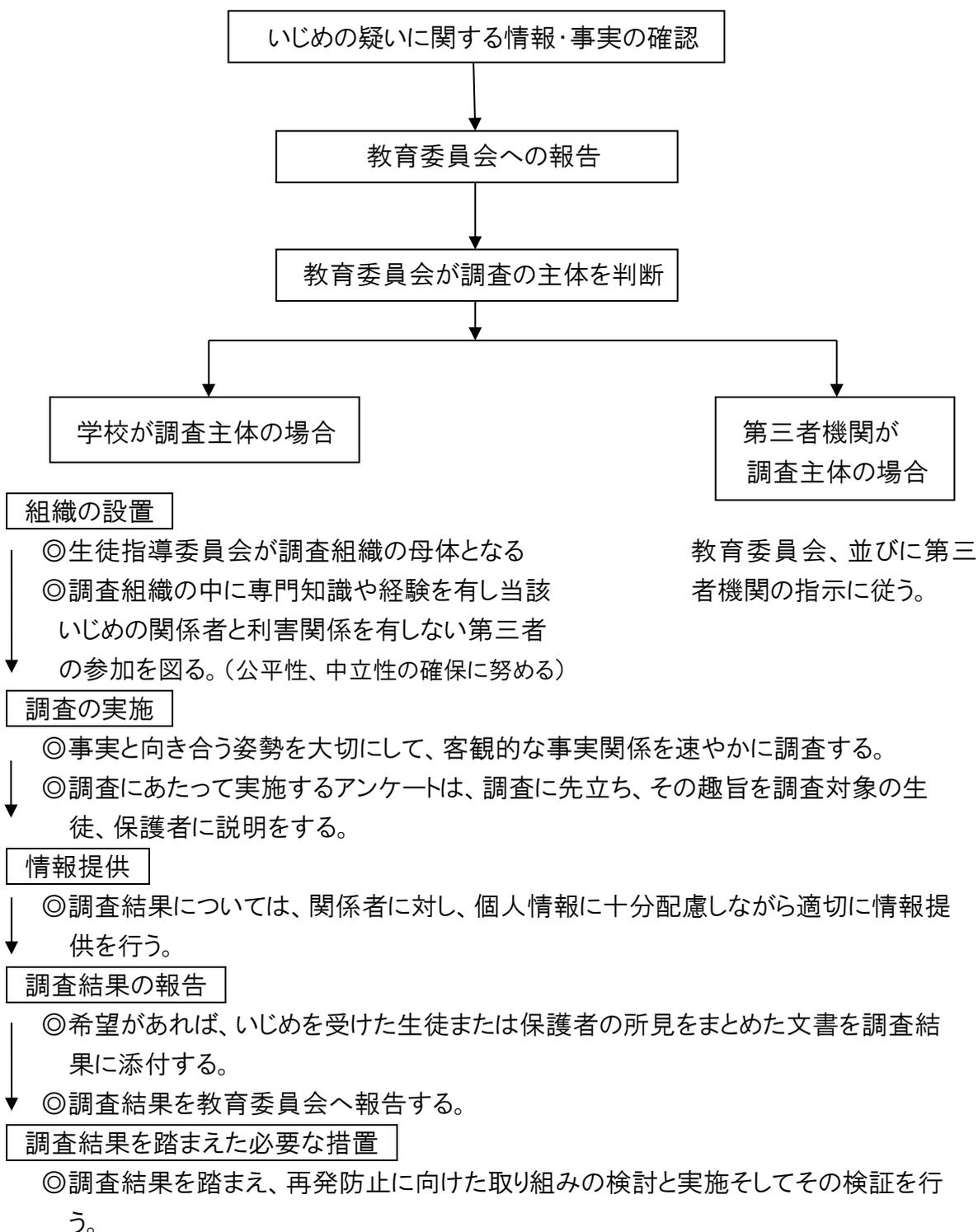
「生徒指導委員会」は、校長、副校長、生徒指導主事、各学年主任で構成されているが、教務主任や該当生徒の担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラーなど必要に応じてメンバーを随時加えることとする。

「生徒指導委員会」の役割…いじめ防止対策に関わるもの

- (1) 前年度のいじめ防止対策の検証と改善策の立案を行う。
- (2) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」と具体的な「いじめ防止対策年間計画」を確認し、全教職員で共通理解を図る。
- (3) 生徒、保護者への定期的なアンケートの実施によるいじめの実態把握を行う。
- (4) 教育相談強化週間を実施し、担任による全生徒への面談活動を通して「いじめ」の実態把握を行う。
- (5) 「いじめ」が認知された場合、迅速に問題解消に向けた指導・支援を行う。
- (6) 問題が解消された後の継続的な観察、見守りを行う。

3 重大事態への対応について

いじめを原因(疑いを含む)として重大な事態が生じた場合には、以下の流れ図に基づいて対応する。



4 いじめの防止に関する具体的な取り組み

(1)未然防止の取り組み

- ①優しさ、思いやりの心をベースにした生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを推進します。
- ②授業、行事、部活動などの活動の中で生徒の活動や努力を認め、自己存在感、自己肯定感を育むことができるように努めます。
- ③体験活動やボランティア活動を通して道徳教育や人権教育を充実させ、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ④生徒や保護者に対する携帯電話やスマートフォン、タブレット等の正しい利用の仕方、マナーについての理解を深め、情報モラル教育を推進することで、ネットいじめなどの未然防止を図ります。

(2)いじめを早期発見する取り組み

- ①いじめアンケートや教育相談活動を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどの問題に対して相談しやすい環境を整えます。
- ③いじめ相談電話や外部相談機関などを紹介し、生徒、保護者が相談できる機会を増やします。

5 いじめを認知した後の措置

- (1)いじめの発見、通報を受けたら「生徒指導委員会」を招集し、組織的に対応します。
- (2)被害生徒を守り通すという基本姿勢を貫きます。
- (3)加害生徒へは、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行います。
- (4)いじめを起こした集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりに努めます。
- (5)教職員間の共通理解を図るとともに、保護者の協力、スクールカウンセラーや適応相談員、警察署や児童相談所などとの連携のもとで取り組みます。
- (6)ネットいじめについては、生徒指導主事を中心に警察や法務局と連携・対応します。
- (7)問題が解消された場合でも、事後の継続的な観察、見守りを行います。

6今後の取り組みについて

- (1)4月職員会議で、いじめ防止基本方針を確認するとともに、全職員が生徒理解を図るための全体研修会を実施します。さらに毎月の職員会議において、生徒指導に係る情報交換を密に行い職員間の情報共有を図ります。
- (2)毎月実施する相談アンケートの取り扱い方について職員で共通理解を図ります。
- (3)「一関市立花泉中学校いじめ防止基本方針」を、毎年4月保護者に配布します。